

令和2年5月8日

お客様各位

一般財団法人 石川県予防医学協会  
理事長 松崎 充意

「緊急事態宣言」延長に基づく新型コロナウイルス感染拡大防止を  
目的とした一部事業休止延長のお知らせ（第3報）

「緊急事態宣言」が延長された中、当協会は引き続き感染拡大防止を目的として、健康診断等の事業休止を下記のとおり延長させていただきます。

お客様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 事業休止の期間

(1) 緊急事態宣言が5月17日（日）までに解除された場合

・4月14日（火）～5月24日（日）

(2) 緊急事態宣言が5月18日（月）～5月31日（日）の期間に解除された場合

・4月14日（火）～5月31日（日）

※「緊急事態宣言」が再延長された場合、更なる事業休止の延長等、情勢の変化に伴い変更する場合がございます。

2. 休止の事業内容

・出張健康診断、施設健康診断、人間ドック、特定保健指導等

3. お客様との調整に基づく休止の事業内容

・産業医活動

・環境検査事業

(HACCP 導入支援関連事業、作業環境測定、簡易専用水道検査、ばい煙測定等)

4. 継続事業

・予防医学クリニック（診療、精密検査等）

・腸内細菌検査

・食品検査

5. お問い合わせ

健康診断・人間ドック・産業医活動・腸内細菌検査

／ 業務部 076-249-7222

診療・精密検査等 予防医学クリニック 076-249-7373

食品検査・環境検査事業 環境検査部 076-269-2344

以上、よろしくお願い申し上げます。